

## 第4章 学士課程の教育内容・方法・成果

### ◇本学における学士課程の教育内容・方法・成果

#### I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

##### 1. 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 学士課程の教育目標が明示されているか。

知識基盤社会において更なるグローバル化が求められているという社会的な趨勢にあつては、国際的通用性を備えた、質の高い教育を行うことが必要であり、国境を越えた多様な複雑な課題に直面する現代社会にあつて、本学は高度の教育及び学術研究の中心たる機関として、経済構造の変動、グローバル化の進展に迅速に対応することが可能な、社会にとって有為な人材を幅広く育成していく必要がある。

本学は、「実学教育」あるいは「実地応用の素を養う」という建学以来の教育理念の下、「イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」を主たる教育目標として掲げている。

###### (2) 学位授与方針の内容と教育目標との整合性

###### (3) 学位授与方針において修得すべき学習成果が明示されているか。

本学では、大学の理念・目的、教育目標及び人材養成の目的を踏まえながら、これまで脈々と培ってきた各学部における人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を、「学部の教育研究上の目的」(学則第3条の2)として学則に明文化しており、各教育研究組織はこれらとその教育及び研究をはじめとする諸活動の根幹・指針とした組織的な展開を図っている。さらに、各学部の人材養成目的を踏まえ、学部単位で「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を設定し、これを本学公式Webサイトや履修を通じて公開することで、教職員・学生の認識の共有化を図るとともに、学則に定める教育研究上の目的の具現とこれを裏付ける学位の質の保証に努めているところである。

また、各学部において設定する学位授与の方針に関しては、①当該学部において養成する人材像、②当該学部を卒業するにあたって備えるべき資質・能力、③当該学部の卒業に必要な学習量と卒業要件、④活躍することが期待される卒業後の進路、という4つの項目について記載を行うスタイルとなっており、②の中において、各学部における学修を通じて学生が修得すべき成果としての資質や能力等について明示している。

なお、学則に定める各学部の人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目標等との関連性、具体的な「学位授与の方針」等についての詳細は、各学部に係る記述をご参照いただきたい。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教育課程の編成・実施方針の内容および教育目標・学位授与方針との整合性

先に述べたとおり、本学では、大学の理念・目的、教育目標及び人材養成の目的を踏まえながら、これまで脈々と培ってきた各学部における人材養成目的及びその他の教育研究上の目的を「教育研究上の目的」として学則に明文化しており、これを踏まえた「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を学部単位で設定している。本学では、この学位授与の方針の設定に併せて、これを具現する上で必要かつ適切な教育を提供するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を設定し、本学公式Webサイトや履修要項を通じて公開することで、教職員・学生の認識の共有化を図るとともに、学則に定める教育研究上の目的の具現と、これを裏付ける学位を修得するにあたって提供する教育の質の保証に努めているところである。そのため、各学部において設定する教育課程編成・実施の方針については、本学としての教育目標及び学位授与の方針と密接な関連性を有したものとなっており、その整合は十分に図られている状況にある。

なお、学則に定める各学部の人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目標等との関連性、具体的な「教育課程編成・実施の方針」についての詳細は、各学部に係る記述をご参照いただきたい。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学構成員への周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法とその有効性

各学部における教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施方針に関しては、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項等を通じて公開し、学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に広く周知を行っている状況にある。また、教員に関しては、特に兼任教員（非常勤）に対しても、全ての教員がこれらの目的・方針等を十分に理解した上で本学における教育活動に携わることが重要であるとの認識の下、年度はじめに兼任教員に対して配信する「兼任講師ガイド」にも、各学部の教育研究上の目的や学位授与の方針、教育課程編成・実施方針を明記し、十分な周知に努めている状況にある。

これらの方針等が十分に周知できているかについては、特に学生に関して、毎年度の自己点検・評価活動の一環として実施する、2年次生以上を対象とした在学生アンケートによって、その認識度合いを確認するよう努めているところであるが、2016年度における当該調査の結果においては、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が約1割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が約5割となっており、これらの情報に接触

する在学生の割合は着実に高まっているものの、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」学生が4割程度存在している実態を勘案すると、学生間におけるより正確な理解を促すための更なる努力が求められる状況にある。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### ＜問題点および改善すべき事項＞

- 2015年度に実施した在学生アンケート調査において、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した学生が約1割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答した学生が約6割となっており、昨年度よりもこれらの情報に接触する在学生の割合は若干高まったものの、未だ多くの在学生在が各学部の教育目標や各種の方針等を的確に捉えずに修学している状況である。各学部の教育目標や方針等を踏まえた上で修学する教育効果の更なる向上という観点からも、教育目標、方針等に対する認知度や理解度の更なる向上が、今後引き続き取り組むべき課題である。

#### ＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 教育目標や各種の方針等に対する学生の認知度の向上については、学部長会議や大学評価委員会の場合等において、学生に対する浸透度合いの高い学部での取り組みを確認し、これを各教育研究組織間で共有しつつ、長期的な観点からその認知度の向上に結びつけていくこととする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学部長会議や各学部教授会に対する報告を行うとともに、各学部履修要項における記載や各種のガイダンスの機会を通じてその周知に努めたが、2016年度に実施した「在学生アンケート」調査においては、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した学生が8.9%（前年度比0.6%減）、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答した学生が50.0%（同0.5%増）となっており、僅かではあるが昨年度より認知度が下がる結果となった。学部間でも差異があり、未だ多くの在学生在が各学部の教育目標や各種の方針等を的確に捉えずに修学している状況である。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

#### ＜問題点および改善すべき事項＞

- 在学生アンケート調査において、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した学生が約1割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答した学生が約5割となっており、多くの在学生在が各学部の教育目標や各種の方針等を的確に捉えずに修学している状況であり、改善を要する。

#### ＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 現時点で各ポリシーが浸透しているのは、大学から発信する情報に敏感な層のみであることがわかっており、更なる浸透のためには、従来とは違ったアプローチが必要な状況である。具体的な施策としては、これまで教職員が作成していた「在学生アンケート結果」の告知資料を、学生が主体となって作成し、SNS などを使って周知を行うことで、各ポリシー等の浸透を図っていく。

#### 4. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行う仕組みとその実施状況

本学の自己点検・評価システムにおいては、7年毎に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に毎年実施する「年次自己点検・評価」を組み合わせた恒常的な自己点検・評価サイクルを有しており、毎年度実施するこれらの自己点検・評価活動の機会を活用し、各学部において組織的かつ継続的に当該学部における教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の妥当性を検証している。また、学部によっては、これと併せて各学部における教育課程の見直し（カリキュラム改訂）等の諸改革のタイミングに合わせた検証を、学部独自に設置する改革委員会や教務委員会等において行い、各学部における教育研究上の目的の実現に努めている状況である。

#### 参 考

##### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

##### <問題点および改善すべき事項>

- 2016年3月に中央教育審議会大学分科会から『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」が発出されており、これに掲げられている事項と本学の教育活動に関する三つの方針（3つのポリシー）の内容について、整合が図られているかを検証する必要がある。

##### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 3つのポリシーに係る検証については、自己点検・評価の機会を通じた定期的な検証を行っていくことを基本としつつ、まずは各組織における早急な検証を行うべく、学部長会議や研究科委員長会議等を通じて、各学部・大学院で設定した方針の内容に係る検証を依頼する。なお、その検証の進捗状況については、学事部企画課を中心として適時の確認を行い、2016年度中に検証作業が完了するよう努めることとする。

##### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 教育活動に関する3つのポリシーについては、文部科学省中央教育審議会がガイドラインを策定したことをうけて、各学部において内容の検証を進め、理工学部、文学部、総合政策学部において改定がなされた。各学部での検証結果については、2017年3月13日開催の学部長会議において報告がなされるとともに、各学部のポリシーの共有がなされた。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

Ⅱ. 教育課程・教育内容

1. 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

(2) 専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

1) 学士課程の基本構造

各学部の授業科目は、学部の専攻に関わる専門教育科目と、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する一般教養科目に大別され、それらは学則別表において一覧形式で明示されている。

専門教育科目は、各学部とも学科・専攻毎に設置されており、それらが概ね導入科目群、基本・基幹科目群、関連科目群、応用科目群のように年次・セメスターを追って順次、体系的に配置されている。

また、外国語科目、健康・スポーツ科目、総合教育科目等の一般教養科目については、各学部によって若干の相違はあるものの、例えば外国語科目や健康・スポーツ科目は1・2年次を中心に設置されるなど、年次・セメスターを追って順次、体系的に配置されている。

卒業必要単位数に占める専門教育科目と一般教養科目の割合は概ね2対1であり、このうち語学科目は学部によって異なるが8～24単位となっている。

[表4-1 各学部における教育科目区分毎の卒業に必要な単位数一覧]

学部 (卒業必要単位)	専門教育に係る科目	一般教養に係る科目		
		総合教育科目	外国語科目	健康・スポーツ科目
法学部 (124 単位)	68～80 単位	20 単位	16～24 単位	※4 単位
経済学部 (133 単位)	62 単位	24 単位	14 単位	4 単位
商学部 (136 単位)	74 単位	26～34 単位	※8～16 単位	※2 単位
理工学部 (124～130 単位)	73～84 単位	16～31 単位	8～13 単位	※0～3 単位
文学部 (126 単位)	68 単位	28 単位	※12～16 単位	※2 単位
総合政策学部 (126 単位)	50 単位	4 単位	14～24 単位	—

※総合教育科目に含まれる

こうした科目配置及び科目区分は、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材を育成するという本学の教育目標を実現するために必要な内容と体系性を備えていると評価できる。

2) 必修・選択の量的配分

各学部に設置される専門教育科目と一般教養科目は、必修科目と選択必修科目、選択科目に区分されている。その量的配分は学部・学科によって異なるが、卒業必要単位のうち、カリキュラム上の科目区分毎に設定する最低修得単位数を修得することとしており、科目区分毎の上限修得単位数や各年次における履修可能な単位数の上限を設定することで、講義、実験・実習、演習等の科目を通じて修得した知識・能力を総合し、学士課程としてバランスを欠いた学修に陥らないように配慮している。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 2. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 学士課程教育に相応しい教育内容の提供がなされているか。(学校教育法第83条との適合性)

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定め、さらに大学設置基準第19条は、教育課程の編成について「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、その編成にあたっては、専門の学芸を教授し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう求めている。

これらの規定を受けて本学では学則第2条において「その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性豊かな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命」とすると謳っている。

また、本学は「実学教育」あるいは「実地応用の素を養う」を建学以来の教育理念に掲げ、こうした教育理念の下、法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部、総合政策学部の6学部を設置しているが、いずれの学部も、学則第3条の2に固有の教育研究上の目的を掲げ、その実現のために各々の「専攻に関わる専門の学芸」を教授する専門教育科目を系統的、段階的に編成するとともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」一般教養科目を適切に配置し、さらにグローバル化等に対応した外国語教育を重視しながら、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材の育成に努めている。

各学部における教育課程を構成する基本的な教育内容については、以下の通り。

#### 1) 基礎教育

深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材を育成するという本学の教育目標を達成するためには、基礎教育(教養教育)が不可欠であり、本学においては、各学部一般教養科目である総合教育科目、異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を養う外国語科目を設置している。また、基礎教育に関する責任体制については、各学部とも、担当者会議・部会等の組織が基礎教育の実施・運営を行っている。

##### ①総合教育

本学学士課程における一般教養科目は、「総合教育科目」という名称で設置されており、人文科学、社会科学、自然科学の分野からバランスよく設置するという配慮がなされている。また、こうした分野の知識を総合するために、総合的・学際的テーマでの複数教員によるリレー形式授業である総合講座や、少人数の演習形式での授業など、教育方法上の工夫を行っている。さらに、各学部とも、思想・哲学及び文学・芸術関連の科目を設置し、倫理性を培う教育を重視する姿勢を示している。

文系学部の情報教育については統計学などの数理教育と関連させながら科目が配置されている場合が多く、情報関連設備を活用したデータ処理の入門的授業から応用的な授業まで体系的に科目が配置されている。健康・スポーツ科目は実習的な科目のみでなく、健康・スポーツ科学、健康・スポーツ政策をはじめとする、スポーツや健康を学問的な対象として扱う授業科目を設置するなど、各学部とも工夫を行っている。

なお、本学では、一般教養科目及び健康・スポーツ科目について、各学部の一般教育担当専任教員及び保健体育科目担当専任教員と各学部の学部長から構成される機構（一般教育科目連絡協議会及び保健体育教科運営委員会）が設置され、授業編成や授業実施に関わる事項について連絡・協議を行うこととなっているが、実質的にはこれらの科目の設置・編成と実施・運営については各学部の理念や教育目標に則して独自で行われる場合が多い。

## ②外国語教育

グローバル化の進展に対応するため、外国語能力の育成については各学部とも重要な課題と位置づけ、1～2年次を中心に概ね2ヵ国語16単位程度（特定の学科では20単位以上）を必修としている。外国語の種類としては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は全学部で設置され、さらにスペイン語（法学部、経済学部、商学部、文学部）、朝鮮語あるいは韓国・朝鮮語（法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部）、ロシア語（法学部、商学部、文学部、総合政策学部）、アラビア語（法学部、文学部、総合政策学部）等が複数の学部で設置されている。これ以外に文学部ではイタリア語、ラテン語、ギリシャ語が、総合政策学部には、マレー・インドネシア語、ペルシャ語、ヒンディー・ウルドゥー語が設置されている。また外国語運用能力を強化するという観点から、各学部ともオーラル・コミュニケーション関連の科目を置き、さらに習熟度の高い学生を対象とする上級コースも整備している。担当者については、オーラル・コミュニケーションを中心に当該言語を母語とするネイティブの教員を意識的に配置している。また、英語に関して、学部によってはTOEFLやTOEIC等を実施し、それらの点数をもとにクラス編成を行うことによって、学生の習熟度に応じた授業内容の設定や異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を修得できるように配慮している。

## 2) 専門教育

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定めており、本学の各学部はこの規定に基づき、それぞれ掲げる学部・学科の理念・目的を実現するために「深く専門の学芸を教授研究」する専門教育を備えている。

各学部の専門教育は、学部によって名称の相違があるものの「専門教育」科目群として、導入、基礎、発展という段階によって体系的に整備されている。この中の最も基礎的で基幹的な科目は必修科目あるいは選択必修科目として、主に1・2年次に配置され、その知識を前提として3年次、4年次に発展的・応用的な性格を持つ科目が積み重ねられる構成を取っている。

### 3) ファカルティリンケージ・プログラム (FLP)

ファカルティリンケージ・プログラム (以下、「FLP」という。)は、各学部に設置されている授業科目を有機的にリンクさせることにより、学部・学科の枠を超えた新しい知的領域を体系的に学修し、学際的な観点から専門知識の修得と問題解決能力を高めることを目的とした全学的な教育プログラムである。FLPは、全学連携教育機構が運営しており、①環境プログラム、②ジャーナリズムプログラム、③国際協力プログラム、④スポーツ・健康科学プログラム、⑤地域・公共マネジメントプログラムの5つの教育プログラムから構成されている。その履修システムは、プログラム毎に指定された講義科目群と演習科目群の中から必要な授業科目を2年次～4年次に継続して履修するものであり、①・②・④のプログラムは講義科目10単位及び演習科目12単位、合計22単位の修得、③・⑤のプログラムについては講義科目20単位及び演習科目12単位、合計32単位の修得がプログラムの修了要件となっている。FLPにおいては、演習科目が大きな特徴となっており、「プログラムとしての演習教育活動を軸に学生を育てていく」というFLP独自のコンセプトに基づいて見学調査、国内外実態調査等のフィールドワークの実施や専門家を特別講師として招聘するなど、実践的な教育活動を展開している。

### 4) キャリア教育科目

本学におけるキャリア教育科目は、学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探るための助けとなるよう考えられた科目であり、その課題は、個々の学生がこうした将来を見通したキャリアをイメージし、そのために意識的な学生生活を送ることをサポートするところにある。そして、「キャリア」とは、単に資格や経歴、職業経験などを意味するのではなく、生涯を通じて豊かな人生を築いていくために不可欠な「自分らしい生き方」を意味している。

以下に示す各学部のキャリア教育科目は、こうした学生の将来設計を探る手助けとなることを目的に全学的に設置するものとして位置づけられている。加えて、キャリア形成に必要な「社会人基礎力(「前に踏み出す力(アクション)」・「考え抜く力(シンキング)」・「チームで働く力(チームワーク)」)」の向上を図るとともに、学生が自らのコンピテンシーを発見し、さらに、学生一人ひとりのキャリア形成に対する意識・意欲を喚起することで、キャリア形成を前向きに捉えるための動機付けを行うことを目的として、「キャリア・デザイン・ワークショップ」を学部間共通の科目として設置している。

[表4-2 キャリア教育科目一覧]

学部等	科目名
法学部	総合講座1 職業・差別・人権1
	総合講座1 職業・差別・人権2
経済学部	キャリアデザイン ※商学部と合併
	ビジネス・プロジェクト講座 ※商学部と合併
商学部	総合講座「働くこと入門」※経済学部と合併
	ビジネス・プロジェクト講座I※経済学部と合併
文学部	キャリアデザイン(1) ～あなたの人生設計図、描けますか?～
	キャリアデザイン(2)
	総合演習

理工学部	科学技術と倫理
	技術と法
	知的財産法演習
	知的財産取扱基礎知識
	知的財産取扱文書演習
全学連携教育機構 (学部間共通)	キャリア・デザイン・ワークショップ

※上記キャリア科目は、開設学部以外の学生以外に他学部履修が許可されているものに限る。

## (2) 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか。(導入教育の整備状況等)

本学では、専ら「教わる」学修が中心となる後期中等教育から「自ら課題を設定し、自ら学ぶ力を養う」高等教育への円滑な移行を促すために、主に初年次において導入的な教育を重視している。導入的な教育を目的とする科目は15名程度の少人数による演習形式で行われているものが多いが、理工学部に関しては各学科の専門性に配慮して、学科別に講義形式の科目も含めた設定がなされている。

具体的な授業内容は担当教員に委ねられているが、その目的は大学生活における自己管理や学生生活の生活設計等の態度・姿勢の涵養、専門書の読み方・レジュメの作り方・プレゼンテーションの行い方など、後期中等教育とは異なる大学での新しい学習の基礎的なリテラシー能力の養成、各学部・学科の専門教育の前提となる基礎知識・能力の構築等にある。各学部における導入教育の詳細については、各学部の項をご参照いただきたい。

なお、商学部では、その学問領域の専門性に鑑み、初年次の導入科目に加えて、当該学部に進学予定の高校生に対して多様な形態で大学の学部授業を提供する「高大接続教育」を実施している。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## Ⅲ. 教育方法

### 1. 教育方法および学習指導は適切か。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用とその有効性

文系5学部では主として講義、演習、実習(実技)が、理工学部ではこれらに加えて実験・実習が主な授業形態となっている。演習科目については1ゼミ15名程度という少人数を目標としている。語学科目では1クラス40名以内で、学生の習熟度に応じたクラス編成を行っている学部が多い。また、講義科目では、多くの学生を対象に知識を体系的に教授することから、大教室・中教室等で実施されることが多く、履修希望者が多数に及ぶ際には複数の授業を開講する場合もある。

さらに、各学部とも情報教育専用のワークステーション以外に、大教室・中教室・小教室の大半にテレビ、ビデオ、DVD、PC、OHP、プロジェクタ等の多様なメディア設備を常備しているほか、それ以外の教室においても各学部事務室等に準備された貸出用の携帯機器によってメディアを活用した授業が可能となっており、これらの施設・設備・機器等によってPowerPointを用いた授業やインターネットを活用した授業など、必要に応じて各授業の教育効果をより高めるための工夫がなされている。

## (2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実度

### 1) 年次最高履修単位

各年次・学期における学修密度を保証するために、全ての学部において各年次・学期毎に履修科目登録の上限（年次最高履修単位）を定めている。上限単位数は各学部や年次進行によって若干異なるが、各学部とも概ね40～49単位となっている。

### 2) 履修・学習指導

各学部とも、1年次入学時における新入生向けの各種ガイダンス、2年次以降の履修ガイダンス、演習募集・履修時や卒論作成時のガイダンス等を実施し、また、履修要項、講義要項等のガイドブックも作成して丁寧な履修指導を行っている。さらに、1年次の演習科目担当者や外国語科目担当者と連動したクラス担任制あるいはクラス（アカデミック）・アドバイザー制度も導入されている。なお、全ての学部で授業期間中において講義に対応するオフィスアワーを制度化し、学生の質問等に恒常的に対応している。

## (3) 学生の主体的な参加を促す授業方法の実施状況

本学では、各学部の講義科目、演習科目、インターンシップ科目において、学生の参加を促す授業方法を実施している。講義科目については、科目内容や履修者の人数等によりその実施状況は異なるが、例えば、履修者の多い授業ではステューデント・アシスタント等を活用した授業方法を取り入れる、あるいは逆に、履修者が少ない授業科目の場合には、双方向型の授業となるようグループワークやプレゼンテーションの機会を積極的に学生に与えるなど、それぞれの専門分野における知見の獲得に向けてアクティブ・ラーニングの教育スタイル等も取り入れながら、学生が主体的に参画できるよう工夫を行っている。また、演習科目については、学部によってそのカリキュラム上の位置づけは若干異なるものの、特に3・4年次に設定される演習科目において、専ら各学生が自ら定めたテーマ等に基づき主体的な学修を進めていく、もしくはプロジェクト型の学修を進めていくことを基本としており、必要に応じて個人またはチームでケーススタディや調査研究（現地への実態調査等）を行うなど、各専門分野に係る主体的な学修活動が展開されている。

さらに、学部によっては複数の科目を1つのプログラムとして構成し、プログラムの目的や到達目標に合わせて、実務家を講師として招聘し、具体的なロールモデルを提示しながら学生の主体的な参画を促す工夫を行っているほか、意識の高い学生（3年次以上）に大学院設置科目の履修を認め、その修得単位を学部の卒業単位として算入できる仕組みを整備しているケースもある。特に全学共通科目プログラムであるFLPに関しては、講義や演習科目において、例えばドキュメンタリー番組作成のための取材活動や地域における環境問題への取り組み等の見学調査、発展途上国での貧困問題解決や地方自治体が抱える課題解決に向けた政策提言等のための国内外実態調査を取り入れるなど、学生が能動的かつ主体的に学修活動へ参加する仕組みになっている。

このほか、本学のインターンシップについては、課外のキャリアデザイン・インターンシップと正課授業としてのアカデミック・インターンシップ（法学部、経済学部、商学部、理工学部（一部の学科のみ）、総合政策学部）の2種類を設置しており、学生が実際に「働く」ことの体験を通じて、仕事をするものの意義を学ぶとともに社会や企業から求められる能力等を理解すること、そして、その経験をもとに更なる学修意欲の向上に繋げ、学生における主体的な学修を促すことを目的として、事前指導（マナー講習等）、実習、事後指導、レポー

ト提出、事後報告会での発表を組み合わせた授業形態を採用している。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) シラバスの作成と内容の充実度

各学部とも、全授業科目についてシラバスを作成し、冊子または学生ポータルサイト Cplus 及び全学授業支援システム manaba で公開している。シラバスについては、「授業科目名」、「配当年次」、「単位数」、「授業担当教員」、「履修条件」、「科目の目的・到達目標」、「授業の概要」、「授業計画」、「評価方法」、「テキスト・参考文献」、「授業外の学習活動」といった統一的な基準で構成されており、各授業の開始時に実施されるガイダンスにおいて担当教員からの当該授業の説明が行われる際に活用されている。

#### (2) 授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業内容・方法とシラバスの整合性については、作成段階において事務局による形式要件を満たしているかどうかのチェックのほか、すべての学部において教務（カリキュラム）委員会もしくは点検のためのワーキンググループ等が第三者チェックを行っており、不適切なシラバスについては教員に修正を求めるなどの取組みを行っている。ただし、具体的なシラバス記載内容と教育内容等との整合に関しては、基本的には各学部とも担当教員の自主管理に任せられている状況であり、学部によっては授業評価アンケート等において学生のシラバスに対する満足度を調査しているものの、直接的にシラバスの記載事項と授業内容との整合度合いを全学的にチェックするような仕組みは導入されていない状況である。

### 参 考

#### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

##### <問題点および改善すべき事項>

- シラバスについては、学部によっては担当教員以外の第三者（例えば、教務委員会や FD 委員会、あるいは特定の役職者等）がその記載内容について確認し、必要に応じて、担当教員に対して指摘や要望等を行う体制を整える必要がある。

##### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- シラバスの内容充実及びその記載内容に係る検証・チェック体制の構築については、現段階において体制の構築が遅れている学部について、既にチェックを行っている学部の取組みを参考に十全な体制を構築するべく、学部長会議からこれを該当する学部に対して検討するよう提言していく。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- これまでシラバスの第三者チェックを行っていなかった法学部と文学部においても 2017 年度のシラバスより第三者チェック制度が導入され、シラバスの確認が実施された。これに

より、全学部において、シラバス執筆教員や事務局以外の第三者によるチェック体制が整った。ただし、実際の確認が形式面でのチェックに留まっている学部もあることから、第三者による確認のあり方に係る検証も含め、シラバスの質や内容の充実に向けた組織的な対応を引き続き模索していく必要がある。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 現在の各学部のシラバス作成依頼においては、「カリキュラム・ポリシーと当該授業科目の関連」などの内容について明記を求めておらず、シラバスの更なる充実化へ向け改善の余地がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 全学FD委員会が中心となり、各学部のシラバス作成要領の改善について検討し、シラバスの内容について改善を図っていく。

### 3. 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### （1）厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）の適切性

客観的で厳格な成績評価を行うと同時に、学生の履修科目数を抑制し、密度の濃い学修を促すため、各学部とも成績評価の採点基準を次のように定めている。評価点100～90点をA評価、89～80点をB評価、70～79点をC評価、60～69点をD評価とし、これらについて合格として単位を認定するほか、59点以下をE評価の不合格、未受験についてはFの無評価、履修中止をW、単位認定をNとしている。

本学における成績評価については、A～Eの5段階評価による絶対評価を原則としているが、法学部においては、最上位評価であるA評価の上限を設定することにより、授業レベルを維持するとともに、成績評価の一層の厳格化を図ることを企図して、積極的な意味でA評価についてのみ各講義について全履修登録者の20%以内とする相対評価を導入している（ただし、英語科目におけるアドバンスト・クラスや選択外国語のインテンシブ・コースといった科目については、選抜性、インセンティブの付加、相対評価の適切性等を考慮して、絶対評価によるA～Eの5段階評価としている）状況である。

また、成績評価の方法については、定期試験及びレポートが多く、その他に、小テストの実施や授業中の課題提出、授業への出席・関与状況等の平常点に基づいて採点が行われる。これら複数の方法を組み合わせて総合的評価を行うことも多く、各学部ともシラバスに評価方法別の点数配分、評価基準等を明示している。

このほか、各学部ではGPA制度を導入している。これは、上記の5段階の評価基準のAを4.0、Bを3.0、Cを2.0、Dを1.0、E及びFを0とし、分母に「総履修単位数（E、Fを含むがW、Nは含まない）」を、分子に「4ポイント×A修得単位数+3ポイント×B修得単位数+2ポイント×C修得単位数+1ポイント×D修得単位数」を用いて算出するもので、個々の学生の学修の到達度をより明確にし、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としている。GPAの数値は、主に各種奨学金の採用基準、入試形態別の追跡成績評価基準、交換留学等の基準、大学院進学の際の基準等に活用されている。

## (2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性（単位計算方法を含む）

大学設置基準第 21 条には「1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし・・・(中略)・・・講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で・・・(中略)・・・実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」旨が定められており、これを受けて学則第 33 条でも同趣旨の規定が定められている。

他方、各学部の授業科目は 1 回の授業時間 90 分を構成し、年間 30 週が授業週となっている。ここから一般の講義科目は 90 分×30 回（週 1 回で通年あるいは週 2 回で半期）で 4 単位が付与され、文系学部の演習科目も同様である。語学科目の授業時間及び授業回数も同様であるが、トレーニング=実技的要素があるため 2 単位が付与されている。なお、理工学部における演習、実験実習科目の多くは半期 1 単位～2 単位となっている。

また、大学設置基準第 21 条は「前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を付与することが適切であると認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」とし、本学の学則第 33 条第 2 項は「卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」としている。これを受けて各学部では「卒業（演習）論文」あるいは「事例研究（卒業論文）」については 6 単位（経済学部）、4 単位（商学部）、あるいは 8 単位（文学部、総合政策学部）、「卒業研究」（理工学部）については学科により 4 単位（数学科、物理学科、応用化学科、経営システム工学科、情報工学科、人間総合理工学科）もしくは 6 単位（都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、生命科学科）と設定している。

## (3) 既修得単位認定の適切性

大学設置基準第 28 条は「大学は、教育上有益であると認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とし、これを「外国の大学又は短期大学に留学する場合」について「準用する」と定めている。この規定に基づいて、本学では学則第 35 条の 2 及び 3 において他大学または外国の大学において修得した単位の認定について定めており、交換協定を締結している世界各国の大学及び学生が自主的に留学先を選定した外国の大学で学生が修得した授業科目について 60 単位を上限として単位認定を行っている。

このほか、編入学の制度を有している法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部においては、国内の短期大学あるいは 4 年制大学からの編入生に関しても、それらの短期大学・大学で修得した授業科目を、各学部の定める単位を上限に単位認定を行っている

## 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

4. 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

## 【現状の説明及び点検・評価結果】

### (1) 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施（授業評価アンケートの活用状況等を含む）

本学では全学的なファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）を推進する機関として中央大学FD推進委員会を設置している。この委員会は、学部長、大学院研究科委員長から互選された者、各教授会及び研究科から互選された者、関連事務室職員等から構成され、全学的なFDの企画及び実施、各学部及び大学院各研究科におけるFDの連絡・調整、FDに関する情報の収集・提供等を行うこととなっている。当該委員会については、本学におけるFD活動の活性化に資するよう、授業評価アンケートや授業参観、シラバスのあり方、各教員の教育手法の向上に資するFD講演会の内容等について検討を行っている。

FDに関する講演会については、2014年度から本学の教職員を対象に様々なテーマで「中央大学FD・SD講演会」を開催しており、2016年度までの間に計5回の講演会を開催した。当該講演会をはじめとする本学におけるFDの状況については、本学公式Webサイトに特設ページを設け、学内外に広く公開している。

また、各学部におけるFDに関する委員会の設置状況に関しては、経済・商・理工の3学部では学部独自のFD委員会を設置しているが、他の学部では授業評価委員会や教務（カリキュラム）委員会等においてFDに関する事項を取り扱うスタイルとなっている。学部によって違いはあるものの、これらの委員会においては、授業評価アンケート、他大学調査、学外の研修への教員派遣、教員相互の授業参観等、授業の内容及び方法の改善に結びつけるための活動を行っている。授業評価アンケートについては、各学部とも、その結果を総括した一覧表等を学生・教員に冊子あるいはCplusを通じて公開するとともに、個々の教員に担当授業のアンケート結果をフィードバックしているほか、学部によってはアンケート結果を確認した教員から学生に対するコメントのフィードバックを行っており、これらの取組みを通じた教育改善に努めている状況である。なお、法学部及び商学部の2学部では、学部の委員会が授業評価（改善）アンケートの結果を分析し、その活用等について検討を行っている。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## IV. 教育課程・教育方法の国際化

### 1. 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

本学では、教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、学長を機構長とした「国際連携推進機構」を2012年7月1日に設置し、当該機構に「国際連携推進会議」、「国際委員会」を設置するなど、これまで以上に本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整え、国際化に向けた諸施策を適切に推進している。

本学における国際交流の推進に関する基本方針については、国際連携推進会議が、中央大学国際連携推進会議規程第5条1号に基づき、本学の国際化に係る目標の設定についての基本方針「中央大学国際連携推進に関する基本方針について」を定め、2016年度は、「Chuo Vision 2025」に合わせた以下の6項目を設定している。

##### 1. 国際化推進体制の構築

国際化推進を総合的に検討する体制構築

## 2. 教育と研究の国際化

- ①グローバル化を推進するカリキュラム体系の構築
- ②外国人教員・研究者の受け入れプログラム体系の構築

## 3. 学生の海外派遣制度の充実

- ①留学経験者の増加に向けた施策の実施
- ②留学時期や留学方法を柔軟に選択できる制度の充実

## 4. 留学生の受け入れ体制の強化

- ①留学生とのコミュニケーションを活性化する施策の実施
- ②キャンパスの国際化に対応するための環境整備
- ③留学生受け入れ戦略の強化

## 5. 教職員の国際化

教職員の国際化に向けた各種施策の推進

## 6. 世界における第二の建学と国際ブランディング

本学におけるグローバルな活動の幅広い発信

なお、2016年度をもって文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」による助成期間が終了し、同助成による学生派遣のための事業を継続・推進した上で、中長期事業計画に掲げられた新たなグローバル化の実現をさらに目指していく。そのための枠組みとして、グローバル化推進特別予算を2017年度から新設し、国際連携推進会議の下におかれたグローバル化推進運営委員会において、この予算の運用を行っている。

また、2013年度から、この基本方針において、重点対象となる地域・国をアジア・環太平洋地域を定め、更なる取組みの充実に注力してきたが、中長期事業計画において戦略的地域の設定が掲げられていることから、現在の国際センターの企画・立案機能を強化、国際推進機能を実質化するための組織等とあわせて検討することとしている。

### (2) 教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学は全ての学部において半期完結型の学期制度であるセメスター制を導入している（一部通年科目を含む）。半期完結型の授業には、週2回で4単位を付与するもの（専門教育科目の講義科目が中心）と週1回で2単位を付与するもの（教養科目の講義科目が中心）の2つのタイプがある。外国語科目や演習科目については学部により状況が異なり、半期完結型と通年型の両者が混在している。セメスター制を導入することのメリットは、①授業内容がインテンシブになり教育効果と学生の学習意欲が高まること、②学生の科目選択の幅が広がること、③グローバル化に対応した留学生交換等を円滑に行えること、の3点にある。

また、各学部においては、教育のグローバル化への対応や、グローバルに活躍できる人材を育成すべく、外国語科目以外に主として英語で教育を行う講義科目を設置しており、その開講科目数は、2017年度時点で、法学部：14科目、経済学部：12科目、商学部：1科目、理工学部：1科目、文学部：29科目、総合政策学部31科目となっている。

このほか、学部個別の取り組みとして、商学部では科目ナンバリングを導入しており、開講されている授業科目のレベル等に応じて特定のナンバーを付与することで、これに基づく体系的な教育プログラムの実現と、海外大学における教育課程との互換性を高める取り組みを行っている。

### (3) 外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に関しては入学時のガイダンスのほか、全学的な教育プログラムとしては、「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を設置している。

「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」は、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して実施する教育プログラムであり、本学の外国人留学生入試を経て入学してきた学生（学部留学生）と、海外の交流協定校から留学してきた学生（選科生）がその対象となっている。本教育プログラムを構成する科目は、「日本語」「日本事情（1）」「日本事情（2）」の「特別科目」であるが、「日本語」については受講学生のレベルに応じたA系列とB系列に分かれており、学生の日本語の習熟度に応じて4科目8単位あるいは8科目16単位が必修となっている。このように、入学試験の段階において日本語運用能力がその判定基準となっているものの、日本語運用能力の低い外国人留学生に対する授業を別途設置することで、入学後の学修が円滑に行われるよう配慮している。

### (4) 国外の高等教育機関との交流の状況

従来、本学の国際交流においては大学間の全学協定を原則としつつも学部間・大学院研究科間の個別の目的に特化した機関間協定についても柔軟に対応している。2013年度以降については、国際連携推進における基本方針の策定を行うとともに、本学におけるグローバル人材育成を強力に推進していくために、ASEAN 諸国及びハワイを含む環太平洋地域を重点対象と定め、海外拠点の更なる活用を通じて、組織体制、教育基盤及び国内外のネットワークの充実に注力している。

その結果、協定締結数（5月1日時点）は2013年度：129校、2014年度：145校、2015年：156校、2016年度は169校、2017年度は機関間協定もあわせて179校と確実に増やしており、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。

また、外部機関との協力体制強化にむけた交渉も積極的に行ってきている。フランコフォニー大学機構への加盟、タイ王国裁判所事務総局との協定締結、独立行政法人国際協力機構（JICA）との国際連携推進に関する覚書を締結し、中・長期的な協力を前提にグローバル人材育成に向けた様々な試みを行う体制を整備している。

このほか、現在の学生交流としては、①外国人留学生（在留資格「留学」取得者）の受入れ、②交換留学生の受入れ及び派遣、③認定留学生派遣、④短期留学生の受入れ（サマープログラム等）及び派遣（短期留学プログラム）等を実施している。

2017年5月1日現在、受入れ外国人留学生（私費留学生、国費留学生、公費留学生及び交換留学生）の合計数は806名である。一方、本学からの海外派遣学生数（交換・認定留学）は、2016年度は114名となっている。本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高く、結果として本学の学生が応募できないという問題が生じているが、一方で、本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・協定締結を強化することで、学生の派遣機会を促進している。

また、本学では短期留学プログラムとして、春季短期留学プログラムと夏季短期留学プログラムの2種類を実施しており、2016年度は合計293名の学生が参加している。

さらに、2017年度からは、海外及び国内協力校との連携のもと、アジア地域において活躍できる能力を身に付けた学生を育成することを目的とした全学的教育プログラム「Global LEAP プログラム」を開始し、英語で実施する科目やフィールド調査、インターンシップ等を

行うことにより、国際就業力の向上を図っている。

このほか、外国人留学生受入れ及び本学学生の海外派遣についての具体的政策として、交換留学の半期（セメスター）留学を導入している。派遣大学で専門教育が履修できる語学水準を持つ本学の学生にとっては、留学機会が広がるかたちとなっており、2016年度については9名が同制度を利用している。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年度は海外渡航における包括契約が全学的に浸透し、加入の徹底が大きく前進した。その結果、加入者数は2014年度より100名以上増加し、2015年度は992名となった。

<問題点および改善すべき事項>

- 海外渡航者数が増加するにつれ、重大事故等の発生の可能性も高まっている。初動対応については海外渡航における包括契約によって充足できる部分もあるが、事故発生時の学内危機管理体制の整備（対策本部設置、役割分担等）が急務である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 海外渡航における包括契約については、引き続き全学的な加入に向けた学内広報を徹底していく。
- 学内の危機管理体制及び対応マニュアルの土台を、まずは国際センターで検討し、今後における全学的な検討に向けて俎上に載せていくこととする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 海外渡航における保険包括契約はほぼ学内に浸透したと思われる。契約者数も増え、特にトラブル等もなく、手続きもスムーズであった。今後は保険契約に関する学内広報ではなく、危機意識醸成の学内広報にシフトしていく。
- 国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルを作成し、学内に周知を行った。今後は、危機管理マニュアルの精度を高め、他部課室が参考とし、全学的に展開できるようにしていく。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 海外渡航における保険包括契約は契約者数も増え、特にトラブル等もなく、手続きもスムーズになっている。また、国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルについても、外務省をはじめ関係各所からの意見を反映するなど完成度を高め、他課室がマニュアルを作成する上での参照とできる段階に至っており、海外渡航の危機管理体制が着実に整いつつあるといえる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 昨年度に引き続き、教職員向けのセミナーを実施するが、内容を見直し、海外の情勢の状

況を伝えるなど、需要に合った情報を提供していく。また、今後は保険契約に関する学内広報ではなく、危機意識醸成の学内広報にシフトしていくこととする。

## V. 成果

### 1. 教育目標に沿った成果が上がっているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用状況、有効性

本学では、教育効果を客観的に測定するために、GPA、学生満足度、就職状況の分析ほか、アセスメントテストなどを実施し、その結果等を時系列で明らかにする分析作業等が各学部で必要に応じて随時行われている。ただし、現時点では、学士課程全体としてそうしたデータを蓄積し、具体的な教育改善に恒常的に反映させるシステムとなっていない。中央教育審議会の答申にも示されているように、学位は教育課程（プログラム）の修了に係る知識・能力の証明である。そのため、学士課程において学生が獲得すべき知識や能力といった「ラーニング・アウトカムズ」を明確にし、これに基づく教育課程の編成や、学生の学修時間を確保する施策を講じた上で学生の多様な活動の成果を評価する観点から、GPAをはじめとする客観的な評価システムを構築し、組織的に教育課程や学生における学修の評価にあたっていくことが強く求められる状況となっている。

なお、本学卒業生の進路について、2016年度のデータによれば、卒業生総数約5,700名中の約3,900名が製造業、金融・保険業、卸・小売業、サービス業、情報・通信業などの民間企業に就職をし、約600名が公務員・教員となっている。就職希望者中の就職決定率は全学部平均で約98%となっている。就職以外の進路として近年は進学・資格試験等準備が増加傾向にあり、2016年度データでみると、大学院研究科、専門職大学院（ロースクール、アカウンティングスクール等）といった大学院への進学（約630名）となっている。学部別の特徴はさほど顕著ではないが、文系学部では金融・保険業、製造業、卸・小売業、サービス業、情報通信業が、理工学部では情報通信業、製造業がそれぞれ相対的に多数を占めている。また、大学院進学では理工学部と法学部が多くなっている。

##### (2) 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）をさせるための仕組みの導入状況とその結果

本学では学生の就業力育成支援プログラムの一環として、学生の「学生自己点検・評価システム（C-compass）」を開発し、学生が自身の各「プロジェクト」への参加記録、「行動特性（コンピテンシー）」の自己評価を自由に入力し、「行動特性」の推移等を自己確認できるツールとして利用することで、学生個々の学修におけるコンピテンシーの変化という観点から、教育効果の検証と学生指導上の参考資料として役立てることが可能な仕組みを導入している。

また、在学生に対しては、大学評価委員会が実施している在学生アンケートにおいて、「昨年度1年間を通じて、あなたは次のような能力や態度がどの程度身についたと思いますか」との設問を設けており、学生の主観的な評価に基づくアンケート結果を各学部フィードバックすることで、必要に応じて各学部における教育活動の改善に活用している状況である。

このほか、卒業生のアウトプット段階における在学時の教育に対する評価については、その必要性・重要性に鑑み、本学の自己点検・評価活動の一環として、2010年度及び2014年度に大学評価委員会の下で本学卒業生に対するアンケート調査を実施している。

当該調査は本学学士課程（学部）を卒業後5年、10年、20年の卒業生から無作為に抽出

した合計約 2,000 名に対して実施するものであり、本学の卒業生が有している能力や素養について、卒業生自身の実感を意見として聴取し、本学の推進する教育活動における新たな評価の要素として活用することを目的としている。調査結果については、大学評価委員会から各学部に対してフィードバックを行うことで、各学部における諸活動の質的向上に役立てている。

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 学士課程教育における学生の多様な活動の成果を評価する仕組みを構築し、組織的に学生の成長度や学習の成果に係る評価にあたっていくことが強く求められている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 学生における学習成果の可視化に向けては、現在、FD 推進委員会を中心として、ルーブリックを活用した教育手法のあり方に係る試行的な取組みを開始していることから、これらの取組みに係る成果を勘案しつつ、本学における学士課程教育を通じた教育成果の測定に向けた取組みの一つの事例として、今後も FD 推進委員会を中心とした検討を行っていくこととする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学生の多様な活動の成果を可視化するための取組みとしては、「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会と全学の FD 推進委員会が共同で設置したワーキンググループにより、「段階的コンピテンシーをベースとした授業」の試験的運用がなされた。2017 年 3 月に開催したワーキンググループにおいて、当該授業を履修した学生に対するアンケート結果等も用いて活動成果の確認・検証を行い、2017 年度は運用規模を拡大していく方針が確認された。

### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 学士課程教育における学生の多様な活動の成果を評価する仕組みについては、一部の授業で試験的運用を行っているが、全学的に学生の成長度や学習の成果について評価する仕組みの構築には至っていない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会と全学の FD 推進委員会が共同で設置したワーキンググループによる「段階的コンピテンシーをベースとした授業」について、規模を拡大して継続運用し、2017 年度中に今後の展開について一定の結論を出すこととする。

## 2. 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 学位授与基準、学位授与手続きの適切性（卒業時の学生の質を確保・検証するための仕組み、標準修業年限未満で終了する措置の適切性等）

本学の学士課程教育においては、学則第 42 条及び第 43 条に基づき、各学部の定める科目区分毎に設定する最低修得単位を修得することで、講義、実験・実習、演習等の科目を通じて修得した知識・能力を総合し、卒業要件として定める単位を修めた者について、各学部教授会における審議を経て、「学士」の学位を授与する（学則第 44 条）こととなっている。

また、法・経済・商・理工（数学科のみ）・総合政策の各学部は、取得単位数及び GPA を基準とする成績優秀者に対して、大学院進学を条件に在籍期間 3 年で卒業を認める「早期卒業制度」を導入している。当該制度の適用に際しては、各学部とも条件を満たした申請者に対する面接試験を課している。なお、当該制度による早期卒業者は各学部とも毎年数名程度となっている。

このほか、法学部及び文学部においては、当該学部における適切な学修量を設定し卒業時における学生の質を確保するため、学部が指定する特定科目の単位修得状況によって進級制限を行うスクリーニング（スクリーン）制度を 2 年次から 3 年次進級時に導入している。また、商学部、理工学部においては、各科目群における系統的な学修と教育課程としての体系的な学修を確保するため、修得科目が一定の基準に満たない場合、上級年次配当の科目が履修できなくなるという履修制限制度（商学部はプレキジット制度）を設けている。

#### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

